

# オープンデータに向けた行政データのデジタル化についての進捗や問題点等



令和3年10月25日

東広島市 DX推進監



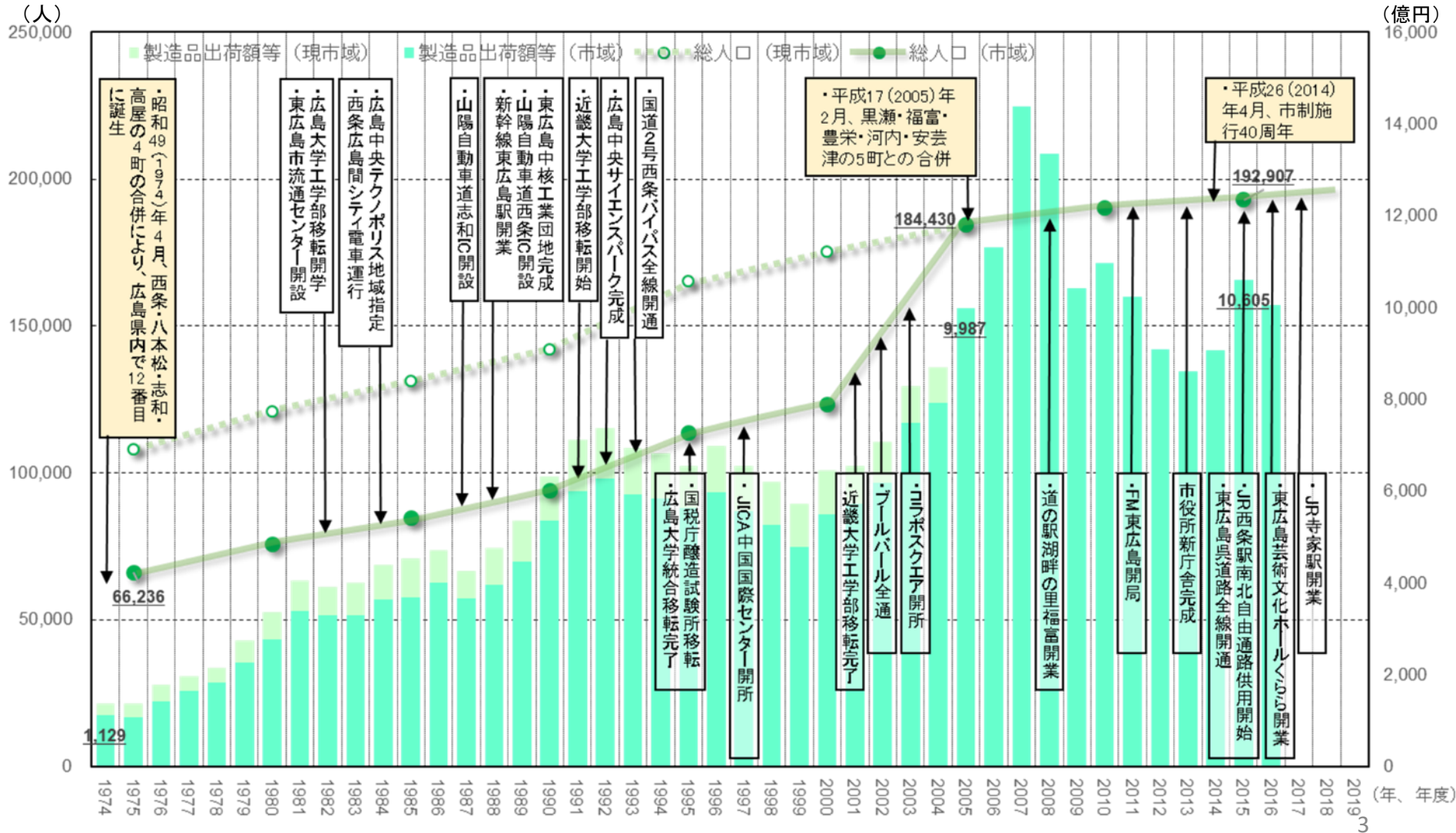
# 目次

- 1 東広島市の現況
- 2 オープンデータに向けたこれまでの取組み
- 3 オープンデータに向けたこれからの取組み
- 4 改正個人情報保護法について

# 1 東広島市の現況（まちづくりの概要）



■まちづくりの進展に伴い、東広島市は大きく成長



# 1 東広島市の現況（国際学術研究都市）



■ 4つの大学と研究機関の立地、地域の経済を支える産業の集積



広島大学



東広島寺家産業団地



近畿大学工学部



広島国際大学



エリザベト音楽大学

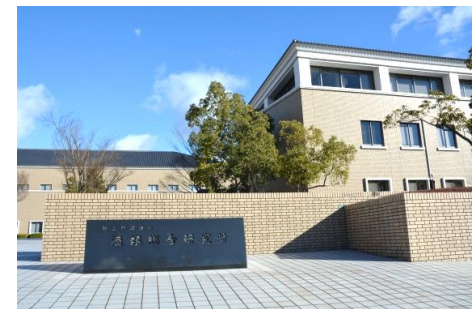


広島中央サイエンスパーク



吉川第二工業団地

- ... 公的工業団地
- ◆ ... 大学

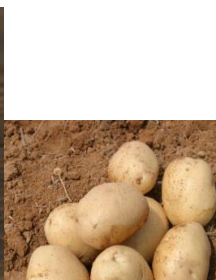


独立行政法人 酒類総合研究所

# 1 東広島市の現況（豊かな自然と豊穡の大地）



- 瀬戸内の多島美と賀茂台地に広がる田園風景に象徴される、豊かな自然環境
- 県内最大の穀倉地帯と、海の恵み



広島県内市町の耕地面積(田畑計、単位ha)

1 東広島市	7,300
2 庄原市	7,220
3 三次市	5,880
⋮	⋮
県内計	55,300



## 2 オープンデータに向けたこれまでの取組み



### 【概要】

東広島市では平成28年12月に『東広島市オープンデータポータルサイト』を公開。

（東広島市などが保有する公共データをオープンデータとして公開）

### 【特徴】

・当番医などのホームページコンテンツとの連携も特徴  
（API連携を活用することが可能）

・広報コンテンツの充実。  
（市広報誌やPR用素材写真なども、サイト内から自由にダウンロード可能）

<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/opendata/index.html>

## 2 オープンデータに向けたこれまでの取組み



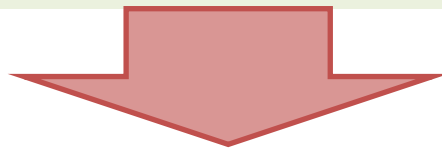
### 【問題点】

◎毎月の人口や統計データの定期更新はあるものの、その他のデータセットが増えていない。

⇒職員の中でオープンデータに対する意識が育っていない。

◎庁内のどこにどんなデータがあって、どんな業務をしているのかが不透明。

⇒職員自身も把握していない。



まずは庁内データの棚卸から取り組むことに。

# 3 オープンデータに向けたこれからの取組み



## 庁内データカタログ

- ・データの持ち方を見える化
- ・対外的な透明性のアピール

## データ共有指針

- ・データの管理方法の検討  
(基本はデジタルデータにしましょう)

## デジタルデータの整備

- ・“使える”データをデジタルで持つ

## 【重要】効果検証と因果・相関の特定

- ・業務の見える化、課題設定、データアプローチができていない
- ・「何のためにやっている業務なのか」再確認の必要性
- ・BIやEBPMの活用

## データ公開方針

- ・データ公開をするという意思表示
- ・公開基準の制定
- ・改正個人情報保護法への対応

## データ公開

- ・他機関からの照会や開示請求を受けなくてもいいように。



# 4 改正個人情報保護法について



## 令和2年改正個人情報保護法の概要

### 1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。
- **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする**。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする**。
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

### 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。  
（※）一定の種類（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

### 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする**。  
（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

### 4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

### 5. パナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**（法人重科）。

### 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

ご清聴、ありがとうございました。

